

福祉・保健

麻しん・風しんの定期予防接種が変更されました

◆改正後 平成18年6月2日から

2回接種
(1期・2期に1回ずつ接種)
1期 1歳から2歳未満
2期 小学校就学前の年度(年長児)

基本的には麻しん風しん混合(MR)ワクチンを受けますが、麻しんまたは風しんの病気にかかった方は、MRワクチンを受けることはできず、かかっていない方の単独ワクチンを受けることになります。

◆改正前

麻しん	1回接種 1歳から 7歳6か月未満
風しん	1回接種 1歳から 7歳6か月未満

予防接種法施行令の一部改正等により、平成18年6月2日から接種対象期間と接種回数に変更になりました。(上記表の通り)



制度改正によって対象外となつてしまつたが、接種を希望されるお子さんには...

予防接種法に基づく予防接種ではなく、『任意予防接種』ということになります。大山町では、申請をされれば、平成19年3月31日までは、無料で予防接種を受けていただけるようになっています。接種にあたっては、かかりつけ医とよくご相談ください。

◆対象者
2歳から7歳6か月未満(年長さんを除く)の、麻しんワクチン、風しんワクチン未接種のお子さん

◆接種ワクチン
麻しんワクチン、風しんワクチン、麻しん・風しん混合(MR)ワクチンのいずれか1つを1回

◆申請に必要なもの
印鑑、母子健康手帳

◆申請窓口

大山町御来屋467
保健福祉センターなわ
福祉保健課

☎0859-54-5207

申請に来られる前に、事前に必ず電話連絡をお願いします。

母子家庭の方や障害のある児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください。

児童扶養手当

父母などの離婚により、父親

と生計を同じくしていない児童を養育している母親、あるいは母にかわつてその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。
児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されません。

支給対象外となる場合

- ・児童または母・養育者が日本国内に住所を有しない場合
- ・児童または母・養育者が公的年金(老齢福祉年金を除く)や遺族補償などを受けることができるとき
- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(通園施設を除く)に入所しているとき
- ・児童が母の配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)に養育されているとき

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となる場合があります。
※受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなり、必ず提出してください。

特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわつてその児童を養育している方に支給されます。

支給対象外となる場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所を有しない場合
- ・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

児童扶養手当支給額
(全部支給の場合の月額)
対象児童1人 41,720円
対象児童2人目 5,000円
対象児童3人目以上の場合は1人につき3,000円加算

・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身